

粗大ごみ電話受付等業務委託に係る
技 術 提 案 書 作 成 要 領

令和8年8月

岡 山 市

この要領は、「入札説明書」に定めるもののほか、技術提案書の作成について必要な事項を定めるものとする。

1. 技術提案書

技術提案書の構成は以下のとおりとする。

- (1) 技術提案書表紙・目次（以下表紙という）
- (2) 技術提案書
 - ・技術提案書とは、技術提案記載項目一覧表の各評価項目に対する提案内容を記述した提案記入シート及び添付資料をいう。

2. 全般的な留意事項

技術提案書作成に当たっての全般的な留意事項は以下のとおりとする。

- (1) 仕様書は、本市が粗大ごみ電話受付等業務委託について求める要件を定めたものであるため、本業務の入札に参加予定の事業者はそれらの要件を遵守しなければならない。要件を満たさない技術提案書の提出があった場合は、当該提案書の適正な評価ができないため当該提案書を提出した者の入札は無効とするので十分に留意すること。
- (2) 提案内容は、提案のポイントを箇条書きにするなど簡潔かつ分かりやすい表現で記述すること。
- (3) 専門用語や略語を使用する場合には、初出の箇所に一般用語を用いて定義を記述すること。また、必要に応じて注釈を付記すること。

3. 技術提案書記述上の留意事項

技術提案書の記述に当たっては、以下の共通事項及び個別事項に留意すること。

- (1) 共通事項
 - ①技術提案書はすべて日本語で表記すること。
 - ②様式
 - ・技術提案書 提案記入シートのとおり
 - ・添付する資料はA4版縦形式又は横形式とし、A3版(縦型・横型)折り込みも可とする。
 - ・技術提案書については、すべてMS-Officeで作成するものとし、本市が使用しているMS-Office2019で閲覧・印刷等が可能なものとする。
 - ③本文で使用する文字のフォントは図面や表を除き10.5ポイント以上とする。
 - ④編冊
 - ・技術提案書は、表紙、目次、技術提案書の順序で編冊すること。
 - ・ページは表紙及び目次を除き技術提案書全体を通した連番とすること。

⑤提出部数

- ・技術提案書は、紙媒体 9 部（正本 1 部・副本 8 部）、電子媒体（CD-ROM又はDVD-ROM）2 部を提出するものとする。なお、提出期限、提出先、提出方法については、入札説明書のとおりとする。

（2）個別事項

①表紙

- ・表題として「粗大ごみ電話受付等業務委託提案書」と記述し、正本（1 部）については入札者名（以下「会社名」という。）・提案書に関する担当部門名・責任者名を記述するとともに、あらかじめ本市に届け出た印鑑を押印すること。（副本の表紙は表題のみを記述すること。）

①技術提案書

- ・正本は、提案記入シートの「提案事業者名」欄に会社名を記入し、提案内容については会社名又は会社名を類推できる表現であっても記述すること。
- ・副本は、提案記入シートの「提案事業者名」欄を空白とし、提案内容についても会社名又は会社名を類推できる表現を行わないこと。
- ・提案記入シートは、技術提案書記載項目一覧表の「技術提案記載項目」のすべての項目について、1 項目につき 1 ページ以内で作成すること。
- ・提案記入シートに記述した内容の補足として図表、補足説明書等の添付資料がある場合は、当該記入シートの次のページに挿入しページを付けること。なお、添付資料は 3 ページ以内とし、添付した図表等のページがわかるように、当該提案記入シートの該当箇所に「〇〇ページ参照」と記述すること。

4. 技術提案書等に関する質問について

技術提案書等に関する質問については、本調達に係る公告（「3 入札手続等」）のとおりとする。

5. 提案内容の担保

- （1）契約の締結に当たり、落札者が技術提案書において提案した内容については、本市の判断で、仕様書の一部とすることができる。
- （2）前項の規定により仕様書の一部となった提案内容と実際の内容とに著しい差異があるときには、契約金額の減額、損害賠償の請求又は契約解除の措置を行うことができるものとする。

6. その他留意事項

- （1）本市からの提供資料の取り扱い

- ・技術提案書の作成に当たり入手した本市独自の情報及び個人情報については、情報漏

えい・不正使用等の事故が発生しないように厳重に管理すること。

(2) 技術提案書について

- ①技術提案書の作成に要するすべての費用は提案者の負担とする。
- ②提出された技術提案書を受理した後は、提案者による加除・修正は認めない。
- ③提出された技術提案書（副本）は別途通知するヒアリングにて使用することとし、ヒアリング時に追加提案等は記載しないこと。
- ④技術提案書について、岡山市情報公開条例(平成 12 年市条例第 33 号)の規定に基づき開示請求があった場合は、開示することにより当該提案書の提出法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示する場合がある。
- ⑤提出された技術提案書は受託事業者選定の用務にのみ使用し、当該用務終了後は本市において適正に処分するものとする。